

保護の手續、方法等に関する訓令の施行について（例規）

〔 最終改正 平成30. 2. 23 例規務第5号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

みだしの訓令の実施取扱については、次の事項に留意して遺憾のないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

この訓令は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「^{めいてい}酩酊者規制法」という。）第3条の規定による保護（以下「保護」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて行う児童の一時保護、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第39条の規定による精神障害者の身柄の措置等を適正に行うため、その手續、方法等に関する基本的な事項について、その基準となるべき事柄を取りまとめて規定したものである。しかし、この訓令の施行によつて、警察の保護等に関する基本的な考え方、要保護者の範囲等について何らの変更を来すものでないことはもちろんである。

第2 教養の徹底

保護は、警察に課せられた重要な責務であり、その適否は国民の人権にもかかわる問題であるが、これを的確に処理するうえにおいて最も大切なことは、個々の警察官が、具体的な事案に当面した場合の保護の要否の判断およびその場における適切な措置等の如何であつて、これらの点については、関係法令はもとよりこの訓令を全警察官に徹底させるとともに、具体的な事例等によつて取扱要領を体得させるよう配意しなければならない。

第3 各条ごとの留意事項

1 目的（第1条）

警察における保護の対象は、本来、警職法及び^{めいてい}酩酊者規制法の規定による保護のみであるが、実際には児童福祉法の規定による児童の一時保護、少年法（昭和23年法律第168号）の規定により同行状を執行した少年の一時収容、少年院法（平成26年法律第58号）又は少年鑑別所法（平成26年法律第59号）の規定により少年院又は少年鑑別所の長から連戻しのための援助を求められて連れ戻す者の一時収容、売春防止法（昭和31年法律第118号）及び婦人補導院法（昭和33年法律第17号）の規定による引致状又は収容状を執行した者の一時収容、精神保健福祉法の規定により精神科病院の管理者から探索を求められて発見した無断退去精神障害者の一時保護等の身柄の措置等をも行つているので、これらの保護の精神をもつて措置することが適当と認められるものについて、この訓令では、その取扱いの手續、方法等について定めるものであることを明らかにした。

2 心構え（第2条）

保護を要する者であるかどうかの判断は、人権にかかわる問題であるから的確に行なわなければならない。しかし、従来酩酊者（泥酔者を含む。以下同じ。）については、やすきについた措置がなされていたきらいがないでもないので、いやしくも保護を要すると判断した場合においては、その者の生命、身体等の保護については、誠意をもつて当るとともに人権

侵害にわたることのないよう配慮しなければならないことを強調したものである。

3 責任（第3条）

警察署長が保護等の全般についての責任者であることを明示するとともに、保護等の直接責任者である保護主任者には、保護主管の課長をもつて充てることとし、かつ、その責任範囲も明確に示したものである。

4 保護の着手（第4条）

保護に当たつての「とりあえず必要な応急措置」とは、通常地域警察官によつて行われる場合が多いと思われるが、その者をとりあえず交番等に運ぶこと、止血、手当等の応急措置並びに現場における関係者からの事情聴取や、家族の住居の調査等、現場及びこれに直結して行われる必要な措置をいう。これらの措置によつて処理解決できた場合には、第22条に規定する保護カードに取扱いの経緯を記載すれば足りるのであるが、この措置によつて解決できないか、又はこれらの措置のとれない被保護者については、応急措置をとるとともに、直ちに保護主任者（代行保護主任者を含む。以下同じ。）に状況を報告して、その指揮を受けるようにしたものである。

5 保護の場所（第5条）

被保護者の区分に応じ、適当と思われる保護の場所の基準を掲げたものであるが、それ以外に民家、駅構内等現場附近において保護することが適切であると認められるときは、その施設の管理者等の同意を得て、その場所において保護することができるものとし、その者が負傷者、病人、酩酊者等である場合には、必要により医師の診断、治療を求めるように配慮しなければならないものである。

6 保護の場所についての特例（第6条）

- (1) 行方不明者等であつて保護室での保護を承諾しない者、少年であつて保護室に收容することが適当でないと認められる者、迷い子等は、宿直室、相談室等被保護者を收容するのに適当と認められる場所（以下「臨時保護室」という。）において保護するように配慮するものとする。
- (2) 被保護者が泥酔者であつて短時間で引き継ぐことが可能なものである場合又は保護室が使用中であるなど保護室において收容することができない場合は、代替保護室（警察署長があらかじめ指定した警察署の庁舎内の部屋をいう。以下同じ。）において保護することができることとし、公かい等公衆の目に触れる場所での保護はしないものとする。
- (3) 臨時保護室又は代替保護室において保護する場合は、必要に応じて布団、簡易ベッド等を用意するものとする。

7 保護に当たる警察官（第7条）

- (1) 被保護者を保護室その他の場所において保護しようとするときは、所要の警察官を指定して、被保護者の保護に当たらせるものとする。
- (2) 被保護者の保護に当たる警察官の勤務交替に際しては、被保護者の異状の有無、連絡手配の状況、保管金品の状況等を関係書類とともに引き継ぎ、保護主任者に報告しなければならない。

8 住所等の確認措置（第8条）

- (1) 被保護者の住所等が判明しない場合において、「必要な限度で被保護者の所持品等について、その住所等を確認するための措置」とは、所持するカバン、衣服のネームおよびポ

ケットの名刺、定期券等について住所等を認知することであるが、警職法第3条第1項第2号に該当する被保護者が、これらの措置を拒否する場合は、その意に反して確認措置をとることはできないものである。

- (2) 被保護者の住所等の確認に係る措置は、複数の警察官を立会人としてとることができるものとする。この場合において、被保護者が女子であるときは、女性警察官を立ち合わせるように配慮しなければならない。
- (3) 被保護者の住所等の確認に際しては、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）に基づく手配、照会等の制度の効果的な運用にも十分配慮しなければならない。
- (4) 被保護者が、負傷者、病人等で、その住所等が判明しない場合においては、その者の容態等に応じ、必要かつ妥当と認められる範囲で、報道機関その他に資料を提供しその協力を得るなどの方法にも配慮しなければならない。

9 事故の防止（第9・10・12条）

- (1) 保護に当たっては、被保護者の言動、外傷の有無、身体及び周囲の状況等についての観察を徹底し、医師の診断が必要と認めるときは、直ちに救急要請を行わなければならない。
- (2) 保護室において泥酔者を保護する必要があると認められる場合は、保護主任者が泥酔者保護室収容適否チェック票（別記様式）に基づいて医師の診断の必要性及び保護室への収容の適否を的確に判断するとともに、収容後においても、異状の有無を常に確認し、当該泥酔者の容態が変化したときは、再度、泥酔者保護室収容適否チェック票に基づいて医師の診断の必要性を的確に判断するものとする。
- (3) 危害を防止するため、「被保護者の行動を抑止するための手段」とは、通常被保護者の腕、肩等を抑えるなどの手段をいうのであるが、場合によっては保護バンド、手錠等を使用する以外に制止することができない場合もあり得る。しかし、これらの場合であつても、その手段はあくまで危害の防止を図り適切にその者を保護するため、真にやむを得ず行うものであるということ念頭におき、かつ、それらの手段が直接身体について自由な行動を制限するものであり、特に手錠等は被疑者に使用されるものであるという一般の観念を考慮して、その使用は、真にやむを得ない限度に限るものとし、その必要がなくなつたときは直ちにこれを解く必要を生じるものであることに留意するとともに、過去の裁判例においても違法性が指摘されている後ろ手錠については、厳に慎まなければならない。また公衆の目に触れないように配慮するとともに、それによつて被保護者が負傷する等のことがないようにも留意しなければならない。
- (4) 保護バンド、手錠等の使用は、保護主任者の指揮を受けて行わなければならない。ただし、事故防止のため緊急に使用する必要がある、保護主任者の指揮を受けるいとまがないときは、その指揮を待たないで保護バンド、手錠等の使用を行うことができる。この場合においては、事後速やかに保護主任者に報告しなければならない。
- (5) 保護バンド、手錠等の使用を行つたときは、その経過等を保護カードに記載しておかななければならない。
- (6) 保護室その他適当な場所における保護は、本来被保護者の自由な状態でなされることが望ましいが、泥酔または精神錯乱等のため、正常な判断能力を欠き、暴行、自殺等危害を

及ぼす事態にある者が保護室を離れるおそれがある場合および警察の責任において身柄を確保しておく義務のある第21条各号のいずれかに該当する一時収容者等については、かけがね、止めがね、落しがね等軽易な設備操作によつて、事故防止上保護の場所を離れないようにする措置が必要であると考えられるので、これに関する規定を設けたものである。

10 危険物等の保管（第11条）

- (1) 危険物等の保管については、法令によつて所持することを禁止されている物を除き、一般的には相手方を説得して、できるだけ任意に提出させるものであるが、正常な判断能力を欠いているなど、やむを得ないと認められるときは、被保護者の衣服の上から触れて見るなどの方法によつて、危険物等を所持しているかどうかを確かめ、所持しているときは保管するものとしたのである。この場合、身体検査にわたることのないようにするとともに、保管する物の範囲も事故防止上やむを得ない物に限ることに注意しなければならない。
- (2) 「紛失し又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品」とは、ポケットに無造作に入れている現金などをいうのであるが、これの保管についても前記（1）の場合に準じ、できるだけ保管するように努めるものとし、法第3条第1項第2号に掲げる被保護者については、その承諾を得て行わなければならない。
- (3) 保管した金品については、おおむね50,000円以上の現金及び貴重品は、執務時間中にあつては会計課（係）において、執務時間外にあつては当直において鍵のかかる金属製の保管庫等に被保護者から保管した金品と分かるようにして保管するものとし、その他の金品は保護室において保管することができるものとする。この場合に、保管した金品についての明細は、保護カードの所定欄に記載しておくものとする。

11 異状を発見した場合の措置（第13条）

この訓令では特に規定していないが、警職法第3条第1項第1号および酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が保護の場所を離れ、なお自己または他人の生命、身体または財産に危害を及ぼすおそれがあると考えられる場合においては、つとめてこれを発見し、なお保護を要するかどうかを確認する措置をとらなければならない。また警職法第3条第1項第2号の被保護者が、ほしいままに保護の場所を離れ、合理的に判断して、なお保護を要する状態であると認められる場合も同様である。ただし、これらの場合は、逃走した者を手配して、連れ戻すのとは本質的に異なり、その所在を発見して、その者が引き続き保護を要するものであるかどうかを確認するための措置であることに注意しなければならない。したがつて、この場合その者がなお保護の要件を満たしている場合には、新たな保護として着手することとなる。

12 身柄の措置等（第14・15条）

- (1) 被保護者の住所等が判明した場合には、すみやかに家族等に連絡して、引渡しの手続きを講ずべきことはいふまでもないが、引取人のない場合であつても酩酊者が酔がさめ、保護の必要性がなくなつたと認められる場合は、単独に帰宅させる等、直ちにその保護を解かなければならない。
- (2) 引き続き保護を要する者のうち、家族等が判明しない者または判明しても引き取らない場合においては、それぞれの区分に従つて関係機関に身柄を引き継ぐことを要するが、この場合の引継書は、各様式によるものとし、児童福祉法の規定による児童の通告について

は、触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式の制定について（平成20. 3. 14：例規少第12号）の例規通達の別記様式第37号によることは、従前のおりである。

(3) 引き続き保護を要する者のうち、家族等が判明せず、関係機関に身柄を引き継ぐ場合は、あらかじめ、写真撮影、人相、特徴、着衣等の確認など、その者の身元確認に必要な資料を整えておくなど、引き継ぎ後も身元の特定等が円滑に行なえるよう配慮しなければならない。

13 非行少年であることが判明した場合の措置等（第16条）

被保護者が、少年法第3条第1項各号に該当する少年であることが明らかとなった場合においては、少年の特質に鑑み少年警察活動に関する訓令による補導を行うことを定めたものである。

14 犯罪捜査等との関係（第17条）

被保護者と被疑者との取り扱いを区別し、保護に名をかりて犯罪捜査または調査をすることのないよういましめた規定であつて、被保護者が犯罪者であることが判明するにいたつた場合においても、保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上、やむを得ない場合のほか、被保護者について取調べ等をしないように規定したものである。このことは、被保護者が非行少年または犯罪の被害者であることが判明した場合であつても同様の配慮を必要とするものである。

15 許可状の請求等（第18条及び第20条）

(1) 警職法第3条第3項から第5項までの規定による簡易裁判所裁判官に対する保護期間延長許可状の請求、保護の通知並びに精神保健福祉法第23条の規定による知事への通報、^{めい}酩酊者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への保護通知及び同法第7条の規定による保健所長への通報については、関係機関と協議の上、それぞれの様式を定めたものである。

(2) 警職法及び^{めい}酩酊者規制法の規定による保護通知については、後記第3の16の保護カードを作成したもの（第21条第1項各号の一時収容者を含まない。）について通知することに統一されたい。

(3) 精神保健福祉法第23条の規定による知事への通報は、直ちに、最寄りの保健所長を経て、酩酊者規制法第7条の規定による保健所長への通報は、速やかに、それぞれ行う義務があるので、通報書による書面通知に先立ち当該保健所長にあらかじめ電話等によつて所要事項を通報するなどの配慮が望ましい。

16 保護カード（第22条）

(1) 警察官が保護等に着手して何らかの保護措置をとつた場合においては、関係法令の趣旨、事務簡素化等の観点から、おおむね次の区分を基準として保護カードを作成するように統一を期することにした。

ア 時間的にある程度継続して警察の施設内において、何らかの保護措置をとつた者（行旅病人等であつて関係機関に対する引き継ぎ手続中警察に保護しておいたような場合も含む。）

イ 関係機関へ引き継ぎをしなければならない被保護者

ウ 発見の現場から直接病院等に収容し、警察施設を全然使用しなかつたような場合であつても、その後家族等への手配、引渡し等の保護措置を必要とする者

エ 第21条の各号のいずれかに該当する一時収容者

(2) 保護室に収容している被保護者の保護カードは、保護に当たる警察官において所要事項を順次記入して、保護の状況を常に明らかにしておかなければならない。

(3) 第24条の規定によつて保護センターに保護を委託した被保護者については、「保護委託書控え」を保護カードとみなし、別に保護カードの作成は要しないものである。

第4 総合保護センター（第24条）

1 設置の趣旨

設置の趣旨は、被保護者の保護を収容能力、設備の充実した施設において、能率的にしかも合理的に行うことにある。したがつて、各警察署においては、保護した被保護者のうち保護センターにおいて保護することが適切であると認められるものを委託することとしたのである。

2 委託の方法

(1) 保護センターに被保護者の保護を委託しようとするときは、委託を要請しようとする警察署の保護主任者から中京警察署の保護主任者に対して行うものとする。

(2) 被保護者の保護の委託又は受託についての生活安全部長による調整を求めるときは、委託を要請しようとする警察署の保護主任者又は中京警察署の保護主任者から、人身安全対策課長を経由して求めるものとし、求めを受けた生活安全部長は、保護センターにおける収容状況、被保護者の状況、委託を要請する警察署の状況等から総合的に判断し、所要の調整を行うものとする。

(3) 保護の委託は、保護委託書（複写式とし、1通は控えとする。）に所要事項を記載し、身柄とともに保護センターに移送して行うものとする。

(4) 保護の委託に当たつては、被保護者の事故防止に配意し、原則として、1人の警察官を監視要員等として派遣するものとする。この場合において、被保護者が女性であるときの監視要員等は、女性警察官又は女性警察職員とするものとする。

(5) 自動車警ら隊員等が直接取り扱つた被保護者は、まず発見の場所を管轄する警察署に引き継ぐものとする。この場合において、引継ぎを受けた警察署の保護主任者の判断で保護センターに委託することが適当であると認めたときは、前記第4の2の(1)から(4)までの措置を経て、その移送を当該自動車警ら隊員等に依頼することができるものとする。

3 保護委託書

(1) 保護委託書は、保護を委託しようとする警察署において作成しなければならないが、泥酔又は精神錯乱等のため、人定等が判明しない場合もあり得るので、このような場合は、保護の日時、場所、保護の根拠その他保護委託に必要な事項だけを記載し、後刻保護センターに照会して、必要と認められる事項を保護委託書控えに補充記入しておくものとする。

(2) 保護センターにおいては、保護委託書をもつて保護カードと同様の取扱いをし、所要事項を順次記入して、その経緯を明らかにしておくものとする。

4 収容後の措置

(1) 被保護者の住所等の確認、保護責任者等への連絡、保健所への通報、簡易裁判所への通知等の事務は、保護を委託した警察署において行い、被保護者の保護責任者等への引渡し及び保護の解除は、原則として、中京警察署において行うものとする。

- (2) 保護センターに収容した後において、被保護者について、犯罪その他重要又は特異な事実が判明した場合においては、速やかに関係保護主任者間で連絡の上、合法適切な身柄措置を講じなければならない。この場合において、重大な犯罪であつて身柄の措置に疑問を生じたときは、直ちに警察本部の当該事件の主管課に連絡して、その指揮を受けるものとする。
- (3) 保護センターに収容した者が、非行少年であることが判明した場合においては、原則として、中京警察署において訓令第16条の規定による補導を行うものとする。

泥酔者保護室収容適否チェック票

被保護者 氏名		年 齢		性 別	男・女
確認項目	結 果	備 考	確認項目	結 果	備 考
1 意識	有・無	無の場合即病院搬送	8 出血	(1) 耳	有・無 有の場合即病院搬送
2 痛覚反応	有・無	無の場合即病院搬送		(2) 鼻	有・無 有の場合即病院搬送
3 顔 色	赤・普通・蒼白	蒼白の場合即病院搬送		(3) 口	有・無 有の場合即病院搬送
4 口 臭	(1) 酒臭 有・無	無の場合即病院搬送	9 体 温	(1) 高 い	38度以上の場合病院で診断
	(2) その他異臭 有・無	有の場合即病院搬送		(2) 普 通	
5 瞳 孔	(1) 散 大	即病院搬送		10 外 傷	(3) 低 い
	(2) 正 常		(1) 頭部		有・無 有の場合即病院搬送
	(3) 縮 小	即病院搬送	(2) 顔面		有・無 擦過傷等軽症以外即病院搬送
	(4) 左 右 不 同	即病院搬送	(3) 胸部		有・無 擦過傷等軽症以外即病院搬送
6 いびき	(1) 高 い	即病院搬送	(4) 腹部		有・無 擦過傷等軽症以外即病院搬送
	(2) 普 通		(5) 手		有・無 擦過傷等軽症以外即病院搬送
	(3) な し		(6) 足		有・無 擦過傷等軽症以外即病院搬送
7 脈 拍	(1) 速 い	1分間100以上病院で診断	11 けいれん、震え、口から泡白目等	(7) その他	有・無 擦過傷等軽症以外即病院搬送
	(2) 普 通	1分間60～80回		有・無 有の場合即病院搬送	
	(3) 弱 い	1分間50以下病院で診断			
<p>注 1 脈拍及び体温の数値は目安であり、個人差があることを考慮すること。 2 外傷については、軽症であっても頭部、腹部等の内出血のおそれあるときは、直ちに病院に搬送すること。</p>					
保護室収容の 適 否	1 保護室に収容してもよい。 年 月 日 時 分 2 医師の診断が必要である。 保護主任者 (印)				
保護室収容後の 異状の有無 (容態変化時)	異状の有無 (有・無) ※ 異状がある場合(確認項目の結果に◎をつける。) 1 収容を継続してもよい。 年 月 日 時 分 2 医師の診断が必要である。 保護主任者 (印)				
診 断 結 果	診断 日時	年 月 日 午 前 後 時 分 ころ	診断者	救急隊員 病院 (病院・ Dr)	診断 結果 入院 治療 処置不要
保護取扱者	交番・駐在所				(印)

※ このチェック票は、泥酔者を保護室（代替保護室を含む。）に収容する際に使用し、保護カードに添付すること。